

## パブリックコメントで寄せられたご意見と市の考え方

案件名	上越市障害者計画・第7期障害福祉計画 ・第3期障害児福祉計画(案)	担当課	福祉課
-----	--------------------------------------	-----	-----

No.1	ご意見の該当箇所: 30ページ
ご意見	<p>【施策の柱1(2)権利擁護の推進について】 重点課題に「中核機関の設置」とあるが、中核機関を設置する事で制度利用までのタイムラグが生じないか。 また、実際に制度利用までに複数の担当者や機関が関わる事で、関係性構築のしづらさや言う事が変化してしまう等の不具合が生じやすくなるのではないか。</p>
対応状況	反映不可
市の考え方	<p>中核機関では、広報や啓発、相談を始め、後見人の支援や関係機関のネットワークづくりを行い、成年後見制度を必要とする人が制度を適切に利用できる環境を整えていきます。制度利用に当たっての申し立ての流れや手続きは、これまでどおりですので、中核機関の設置により、タイムラグは生じないと考えています。なお、制度の利用に当たり、関係機関や後見人等の支援者が対応に悩んだ時には、内容に応じて中核機関の職員が支援に加わることがあると想定しており、その際には、専門知識を持った職員が関係機関等と協力して、課題解決につなげていきますので、制度を必要としている人、支援者の双方にとってプラスになると考えています。</p>

No.2	ご意見の該当箇所: 11ページ、30ページ
ご意見	<p>【施策の柱1(2)権利擁護の推進について】 前期計画の課題にあるように、市民や支援者向けの研修等を充実させていく事が重要ではないか。 また、市民や支援者向けの研修についても、年代や立場毎に細かな研修機会があると良い。(例えば、4、50代を対象に親の高齢化に伴い生じやすい問題や制度内容の講座。支援者向けであれば制度利用を検討した方がよいタイミングの事例や事象など)</p>
対応状況	記載済
市の考え方	<p>ご指摘のとおり、対象に合わせた啓発が必要であると考えています。30ページに記載のとおり、新たに設置する中核機関において、市民や専門職などのニーズに合わせた講座や研修を実施するなど、成年後見制度の普及啓発を進めて参ります。</p>

No.3	ご意見の該当箇所: 12ページ、31ページ
ご意見	<p>【施策の柱1(3)精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について】  長期入院患者が適切なタイミングで退院できる様に、ピアサポーターの活用は必要不可欠と感ずます。退院支援に活用していただけるように、まずは病院(医療サイド)にも、地域においてピアサポーターがどのような活動をしているのか等を理解する機会や啓発を行う事も必要だと考えます。</p> <p>また、高齢者支援の領域で展開されている「地域包括ケアシステム」の内容や全体図は周知されていますが、「精神障害者にも～」自体を知らない支援者が多くいます。まずは、地域包括ケアシステムの中には精神障害者も含まれるべきであることが保健・医療・福祉の支援者にきちんと周知理解できる場が取り組みの中に必要だと考えます。</p>
対応状況	記載済
市の考え方	31ページに記載のとおり、医療機関との連携や関係機関と協議をしながら、ご指摘いただいた周知・啓発等についても、取組を進めて参ります。

No.4	ご意見の該当箇所: 15ページ、34ページ
ご意見	<p>【施策の柱2(5)災害時への備えの充実について】  前期計画の課題として移動の問題と医療の継続が挙がっていました。</p> <p>指定避難場所に障害種別ごとの必要な支援の対応とありますが、必要な支援を提供するにあたって、各障害団体や訪問看護を取り入れるのはどうでしょうか。</p> <p>身体障害等でまとめるのではなく、医療的ケア児、精神、発達、視覚、聴覚…などは普段から対応になれている団体や機関から予め有事の際の派遣可否などの検討をお願いします。</p>
対応状況	記載済
市の考え方	<p>避難が長期化する場合には、手話通訳者の派遣や保健師等の専門職が避難所を巡回し、必要に応じ医療機関等につなぐなど、支援体制を整えています。</p> <p>引き続き、34ページに記載のとおり、障害のある人の避難に際し、関係者の皆さんの意見をお聞きしながら、必要な支援について、防災部局と情報共有を図り、対応して参ります。</p>